⑹　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑺・⑻　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表一を次のように改める。

**第七号の二様式別表一**（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十　挿入］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第６項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第６項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表五記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表六記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

**第七号の三様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

［様式　別紙四十二の三　挿入］

［第７号の３様式記載要領　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の三様式の次に次の様式を加える。

**第二十号の三の二様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二の五　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

［１～６　略］

７　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、⑴に掲げる金額と⑵に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

⑴　法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額

⑵　地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の⑼の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額